

三重国際水準 G A P 支援制度実施要領

農林水第 15－347 号
令和 6 年 10 月 25 日制定
農林水産部長通知

(趣旨)

第 1 条 この要領は、三重国際水準 G A P 支援制度実施要綱(以下「要綱」という。)の規定に基づき、三重国際水準 G A P 支援制度の実施に当たって、必要な事項を定める。

(申請の条件)

第 2 条 要綱第 5 条(4)の別に定める規模は、1 品目 1 作当たり 100 m²(1 アール)の生産を行うものとする。

(申請の方法)

第 3 条 三重国際水準 G A P 支援制度に基づく支援を受けようとする生産者または団体(以下「申請者」という。)は、支援を受けようとする対象農産物の区分ごとに様式第 1 号による申請書を知事に提出するものとする。

(申請の受付)

第 4 条 要綱第 6 条の申請の受付は、7 月、10 月及び翌年 1 月の 1 年度につき 3 回とする。

2 申請者は、受付月の末日までに、申請書を当該申請者が主としてその申請に係る G A P の取組を行う地域を所管する農林水産事務所(農政事務所及び農林事務所を含む。)の農政室(農政・農村基盤室を含む。以下「農政室」という。)に提出するものとする。

3 農政室の長は、申請書の記載事項について、要綱に適合していることを確認したときは、申請書の写しを当該申請者がその申請に係る G A P の取組を行う地域を所管する地域農業改良普及センターと共有するとともに、申請書の原本を農産物安全・流通課に進達する。

(申請の取下げ)

第 5 条 申請者が申請を取り下げる場合には、申請書を提出した農政室に申し出るものとする。

(現地確認者の指名)

第 6 条 要綱第 8 条第 1 項の規定により知事が支援対象者の G A P の取組に対する現地確認を行う場合には、当該現地確認を行う地域を所管する地域農業改良普及センター(以下この条において単に「地域農業改良普及センター」という。)の長は、その職員から現地確認者を指名し、当該現地確認者が現地確認を行うものとする。

- 2 現地確認者は、地域農業改良普及センターに所属する普及指導員又はこれに準ずる職員のうち、県が実施するGAP推進指導員研修又はこれに準ずる研修を受講した者とする。ただし、現地確認者は、現地確認に係る支援対象者の申請以前にその指導又は支援に携わっていない者でなければならない。
- 3 地域農業改良普及センターの職員に現地確認者として適当な者がいない場合には、地域農業改良普及センターの長が中央農業改良普及センターの長に協力を依頼するものとする。
- 4 前項の規定により中央農業改良普及センターの長が協力を依頼された場合には、中央農業改良普及センターの長は、その職員から現地確認者を指名するものとする。
- 5 第2項の規定は、前項の規定による現地確認者の指名について準用する。

(現地確認の方法等)

第7条 現地確認者は、要綱第6条の申請から原則1ヶ月以内に現地確認を行うものとする。

- 2 現地確認者は、国際水準GAP認証適合基準書（以下「基準書」という。）にある管理点、適合基準の実践状況及びその達成度合いを確認し、「実践」、「未実施」又は「該当外」のいずれかに分類するものとする。
- 3 現地確認者は、「未実施」又は「該当外」と判断した場合には、その理由を基準書に記録するものとする。
- 4 団体の取組状況に関する現地確認は、抽出により行うものとし、抽出数は団体の構成員数の平方根以上とする。
- 5 現地確認者は、現地確認の結果を直ちにに取りまとめ、当該現地確認に係る支援対象者に対し、現地確認の結果が記載された基準書を添えて様式第2号により、現地確認の結果を通知するものとする。
- 6 現地確認者は、地域農業改良普及センターの長（前条第4項の規定により中央農業改良普及センターの長が現地確認者の指名を行った場合には、中央農業改良普及センターの長。次項において同じ。）に対し、前項の規定による通知の内容について報告をするものとする。
- 7 地域農業改良普及センターの長は、前項の規定による現地確認者の報告を取りまとめ、様式第3号及び現地確認の結果が記載された基準書により、農政室及び農産物安全・流通課を経由して、三重国際水準GAP支援会議（以下「支援会議」という。）に報告するものとする。

(改善の提案等)

第8条 要綱第9条第1項の規定による改善点に係る課題を解決するための提案及びその課題の改善状況の確認は、当該改善点に係る現地確認を行った現地確認者が行うものとする。

- 2 前条第5項及び第6項の規定は、要綱第9条第2項の規定による報告について準用する。この場合において、前条第6項中「様式第3号及び現地確認の結果が記載された基準書」とあるのは「様式第4号」と読み替えるものとする。

(支援会議の開催)

第9条 支援会議は、原則として9月、12月及び翌年3月の1年度につき3回開催するものとする。ただし、支援会議を開催してもその助言及び評価の対象となる支援対象者が見込まれない場合には、この限りでない。

2 農産物安全・流通課長は、前項の規定にかかわらず、必要と認める場合には支援会議を開催することができる。

(評価の結果の通知)

第10条 要綱第11条第3項の規定により知事が通知を行う場合には、農産物安全・流通課長は、当該通知に係るGAPの取組を行う地域を所管する地域農業改良普及センター（当該通知が第6条第4項の規定により中央農業改良普及センターの長が現地確認者を指名した場合における現地確認に係るものであるときには、中央農業改良普及センター。）を経由して、様式第5号により通知するものとする。

2 前項の規定による通知について中央農業改良普及センターを経由して行う場合には、中央農業改良普及センターの長は、当該通知の内容を、当該通知に係るGAPの取組を行う地域を所管する地域農業改良普及センターと共有するものとする。

3 地域農業改良普及センター（第1項の規定による通知について中央農業改良普及センターを経由して行う場合には、中央農業改良普及センター。）の長は、前項の規定による通知の内容を、当該通知に係るGAPの取組を行う地域を所管する農政室と共有するものとする。

(申請の変更)

第11条 要綱第12条第1項または第2項の規定により要綱第6条の申請の内容を変更しようとする支援対象生産者は、様式第6号による申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の場合において、様式第1号に記載する内容のうち実践しようとする規格の種類又は対象農産物の区分の変更をしようとするときは、前項の申請書に要綱第5条（6）の自己点検の結果を記載した国際水準GAP認証適合基準書を添付しなければならない。

3 要綱第12条第1項ただし書の別に定める軽微な変更は、様式第1号に記載する内容のうち次に掲げるものとする。

(1) 住所又は所在地の変更

(2) 経営の概要の変更(申請対象面積が100㎡(1アール)を下回る場合を除く。)

(3) 対象農産物の区分の変更を伴わない品目の変更

(4) 認証の取得を目指す場合の年度の変更

附 則

この要領は、令和6年10月25日から施行する。

この要領は、令和7年6月12日から施行する

様式第 1 - 1 号

三重国際水準 G A P 支援制度に係る申請書（個人申請用）

年 月 日

三重県知事 あて

申請者住所又は所在地
氏名又は名称及び代表者氏名

三重国際水準 G A P 支援制度実施要綱第 6 条の規定に基づき、関係書類を添えて
申請します。

記

1 経営の概要

経営作目：

経営面積： a 又は㎡（うち申請対象面積 a 又は㎡）

作業従事者数：家族 人、常時雇用 人

2 実践する G A P の取組

① 実践する規格

GLOBAL G. A. P. / ASIAGAP / JGAP + SA / JGAP / 国
際水準 G A P ガイドライン（非食用）

② 対象農産物の区分 穀類・青果物・茶・花卉観葉植物・非食用

③ 対象農産物の品目

（ ）

④ 農産物取扱施設（ ）

⑤ 取得を目指す場合には、その年度 （ 年度）

3 添付資料

自己点検結果が記録された基準書

（GLOBAL G. A. P.、ASIAGAP、JGAP+SA、JGAP、国際水準 G A P ガイドライン取組事
項のいずれか）

※添付資料は写しで差し支えない。

様式第 1 - 2 号

三重国際水準 G A P 支援制度に係る申請書（団体申請用）

年 月 日

三重県知事 あて

申請者住所又は所在地
団体名称及び代表者氏名

三重国際水準 G A P 支援制度実施要綱第 6 条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

1 団体の概要

栽培作目：

栽培面積： a 又は㎡（うち申請対象面積 a 又は㎡）

団体構成員数： 人（うち申請対象人数 人）

2 実践する G A P の取組

① 実践する規格

G L O B A L G . A . P . / A S I A G A P / J G A P + S A / J G A P / 国
際水準 G A P ガイドライン（非食用）

② 対象農産物の区分 穀類・青果物・茶・花卉観葉植物・非食用

③ 対象農産物の品目（ ）

④ 農産物取扱施設（ ）

⑤ 取得を目指す場合には、その年度 （ 年度）

3 添付資料

団体構成員名簿

団体事務局名簿

自己点検結果が記録された基準書

（GLOBALG. A. P.、ASIAGAP、JGAP+SA、JGAP、国際水準 GAP ガイドライン取組事
項のいずれか）

※添付資料は写しで差し支えない。

様式第 2 号

三重国際水準 G A P 支援制度に係る現地確認結果通知書

年 月 日

支援対象者 様

三重県知事

三重国際水準 G A P 支援制度実施要綱第 8 条第 3 項の規定に基づき現地確認の結果を通知します。

記

1 現地確認者

所属名：

役職・氏名：

2 現地確認日

3 確認結果

改善等指導事項がある ・ 改善等指導事項がない

※詳細は別添基準書のとおり

様式第 3 号

三重国際水準 G A P 支援制度に係る現地確認結果報告書

年 月 日

三重国際水準 G A P 支援会議座長 様

三重県知事

三重国際水準 G A P 支援制度実施要綱第 8 条第 4 項の規定に基づき現地確認の結果を報告します。

記

1 支援対象者

住所又は所在地：

氏名又は名称及び代表者氏名：

2 現地確認者

所属名：

役職・氏名：

3 現地確認日

4 確認結果

改善等指導事項がある ・ 改善等指導事項がない

※詳細は別添基準書のとおり

三重国際水準 G A P 支援制度に係る改善状況報告書

年 月 日

三重国際水準 G A P 支援委員会座長 様

三重県知事

三重国際水準 G A P 支援制度実施要綱第 9 条第 2 項の規定に基づき支援対象生産者に対する提案及び改善状況を報告します。

記

1 支援対象者

住所又は所在地：

氏名又は名称及び代表者氏名：

団体の名称及び代表者氏名：

2 現地確認者

所属名：

役職・氏名：

3 現地確認日

4 課題を解決するために提案した内容

5 支援対象者の改善状況

6 確認結果

改善等指導事項がある ・ 改善等指導事項がない

※詳細は別添基準書のとおり

三重国際水準 G A P 支援制度に係る評価結果通知書

年 月 日

支援対象者 様

三重県知事

三重国際水準 G A P 支援制度実施要綱第 11 条第 3 項に係る G A P の取組に関する評価について下記とおり通知します。

記

1 確認結果

改善が必要な事項： 件
確認項目中の適合率： %
国際水準 G A P の適合水準までの事項： 件

2 G A P 実践の評価

- ・ 食品安全面：
- ・ 環境保全面：
- ・ 労働安全面：
- ・ 人権保護
- ・ 農場経営管理

3 改善に向けた助言・提案

- ・
- ・
- ・

4 次回の現地確認予定

- ・ 年 月頃

三重国際水準 G A P 支援制度に係る変更申請書

年 月 日

三重県知事 あて

住所又は所在地
氏名又は名称及び代表者氏名
団体の名称及び代表者氏名

三重国際水準 G A P 支援制度実施要綱第 11 条の規定に基づき変更を申請します。

記

1 変更の内容

2 変更の理由

3 添付資料

※実践しようとする規格の種類又は対象農産物の区分の変更をする場合は、自己点検結果が記録された基準書（GLOBALG. A. P.、ASIAGAP、JGAP+SA、JGAP、国際水準 GAP ガイドライン取組事項のいずれか）